

70 年を迎えた「財政法」制定過程と国会での議論

企画調整室（調査情報担当室） 藤井 亮二

《要旨》

昭和 22 年に施行された財政法は昨年 70 周年を迎えた。明治憲法から日本国憲法への移行に合わせ、明治憲法第 6 章「会計」は現行憲法第 7 章「財政」へと引き継がれ、国の財政運営の基本を定める法律として財政法が、会計経理の手続を定める法律として会計法が制定された。

財政民主主義の理念に基づく財政法は、昭和 20 年代に行われた継続費制度の新設等の主な改正を経てほぼ現行財政法の体系に落ち着いた。

財政は国の方針や姿勢を示す政治そのものであり、財政を巡る議論は広く国政全般にわたるが、本稿では財政法の規定に関連して国会で議論されることが多い課題について、財政の健全化、財政の透明化、財政の民主的手続及び財政の硬直化の視点からそれぞれの概要を紹介する。

はじめに

昨年春、日本国憲法施行 70 周年を記念して衆参両議院など多くの国の機関において記念式典が開催された。日本国憲法は昭和 22 年 5 月 3 日の施行以来、民主主義と平和主義の理念の下に戦後の復興期を支え、高度経済成長を推進し、今日の我が国の礎を築いてきた。

財政法（昭 22. 3. 31 法第 34 号）も昭和 22 年 4 月 1 日に施行され、日本国憲法と同様に昨年 70 周年を迎えた。これを機会に改めて財政法の制定過程を整理した上で、財政法を巡る今日的課題について考えてみたい。

1. 財政法の制定

明治憲法（以下「旧憲法」という。）は財政に関して第 6 章「会計」と題し、11 か条の規定（第 62 条から第 72 条）を置いていた。日本国憲法（以下「新憲法」という。）ではこれにならい、第 7 章「財政」として 9 か条の規定（第 83 条から第 91 条）を配している。条文の数や分量はほぼ旧憲法と同じであるが、内容は新憲法の民主的性格を財政の面において強く反映したものとなった。新憲法の目的は「国民の財政、国民による財政、国民のための財政の実現を期す

る」¹ものとして考えられており、財政の民主化を図ろうとする意思を明確に読み取ることができる。

新憲法における財政法の性格や理念は、議会における政府の説明や答弁からうかがい知ることができるので、財政法案を審議した帝国議会（衆議院及び貴族院）の会議録を中心にその特色を整理しておく。

（１） 憲法改正の中での財政法制定

財政法の制定作業は、新憲法制定の動きに関連して二つの組織において平行して進められた²。一つは昭和 21 年 7 月に設置された臨時法制調査会（会長：吉田茂内閣総理大臣）の第四部会である。同調査会第四部会の制定作業は多分に形式的なもので、同年 10 月に財政法案要綱をまとめ、吉田茂内閣総理大臣に提出して解散することとなる。財政法案要綱は 14 項目から構成される簡単で現状維持的なものであったが、財政法と会計法とを区別して、財政運営の基本法と会計経理の手続法を分けるという新憲法下での財政法体系の基本的な特徴を打ち出していた。また、旧憲法では新年度予算不成立の場合に前年度予算を施行するとされていたものが財政法案要綱では暫定予算制度が提案されていたことと、新憲法第 91 条に関連して財政の公開に関する規定が提案されたことは旧制度に見られなかった点として注目される。

一方、実質的な制定作業を行っていたのは大蔵省であった。終戦直後から旧憲法改正が重要な政治課題に上っていたことから、かなり早い時期より大蔵省は財政法体系の整備に取り組んでいたと考えられる。既に昭和 20 年 10 月に省内に「内外財政金融調査協議会」を組織して、有識者から財政制度改正の意見を聴き始めている。大蔵省内部での審議の様子は、省内に残された複数のメモからうかがい知ることができる。これらを参照すると、新憲法が議会で成立して昭和 21 年 11 月公布される運びとなったことを受けて財政法成案化の作業は加速し、同年 11 月末頃には財政法草案の骨子が固まったと見られる。草案に対する連合軍最高司令官総司令部（以下「司令部」という。）との調整を経た後、①国会、裁判所及び会計検査院の独立 3 機関については予算作成、調整、議決について特別の規定を設けること、②継続費を認めないことの主な 2 点について修正が施されて、昭和 22 年 3 月 18 日、第 92 回帝国議会に財政法案が提出された。

¹ 清宮（1979）259 頁。

² 大蔵省財政史室編（1977）111 頁以下を参照。

図表 1 財政法制定の経緯

年月日	
昭和20年 10月 25日	大蔵省に内外財政金融調査協議会
21年 4月 17日	「憲法改正草案」公表
6月 15日	予算制度案等の改正に関する審議第一回の経過
20日	第90回帝国議会に「帝国憲法改正案」提出
7月 2日	臨時法制調査会の設置 ・第一部会：国会法・内閣法関係 ・第二部会：司法関係諸法 ・第三部会：地方制度 ・第四部会：財政・会計諸法
10月頃	予算制度案等の改正に関する審議第二回の経過
10月 7日	「帝国憲法改正案」成立
21日	「財政法案要綱」提出
11月 3日	日本国憲法公布
12月 5日	財政法草案について、大蔵省主計局法規課長が司令部から意見
22年 3月 18日	第92回帝国議会に「財政法案」提出
29日	財政法案を衆議院本会議（第二読会）採決
31日	財政法案を貴族院本会議（第三読会）採決

（出所）筆者作成

財政法案は同年3月24日に衆議院財政法案他1件委員会で可決された後、3月29日の衆議院本会議において可決し、貴族院に回された。貴族院では3月30日、国有財産法の一部を改正する法律案特別委員会で可決された後、3月31日の貴族院本会議で可決、成立した（図表1）。

（2）新憲法の理念に基づく財政法案

財政の基本法である財政法が目指している理念や基本原則は、同法策定に直接関わった実務担当者が最も的確に説明していると考えられる。第92回帝国議会に提出された財政法案（政府提出）（第41号）について、政府委員である野田卯一大蔵事務官が国会答弁の中で、財政法に対する考え方を詳細に説明しているのでここに紹介したい。

野田大蔵事務官は新憲法の制定・施行に伴って各種の制度が根本的に変わり、民主化が要請されるようになったことを受けて、財政については基本原則として認められているものを統括した財政法を制定し、収入支出等の手続的規定は会計法に委ねることとしたとの認識を示している。つまり、旧憲法では「憲法からすぐに会計法につながる」という「二本建」の仕組みであったものが、新憲法では「新しく財政法というものがそこにはあって…憲法、財政法、会計法」

という「三本建」として構成するようになった³。三本建とした理由として、①財政経理に関する基本的な問題を内包しているものと会計技術に関するものを分離し、②新憲法の補完的な規定を設け、③財政の基準法を作る必要があったことを挙げている。

(3) 財政法案の内容

野田大蔵事務官は衆議院財政法案外一件委員会において、財政法案と会計法を改正する法律案について詳しく説明を行っている⁴。野田大蔵事務官は新憲法の制定施行に伴って我が国の機関が根本的に変わり、多くの制度が民主化することから今回の法改正を行うことにしたと述べた上で、財政法案の内容について次のポイントを説明している（図表2参照）。

図表2 財政法案の主な内容

<p>1. 日本国憲法の制定に伴って必要となった事項を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暫定予算制度の新設(第30条) ・予算外契約に代わる制度としての国庫債務負担行為(第15条) ・財政状況を国会及び国民に報告(第46条) ・課徴金及び独占的政府事業の価格や料金は法律又は国会議決により決定(第3条) ・独立3機関の予算編成(第17条等)
<p>2. 財政処理の基本原則の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公債や借入金を財源としてまかなうべき経費を、公共事業費、出資金及び貸付金に限定(第4条) ・公債の日銀引受け、日銀からの借入を原則として禁止(第5条) ・剰余金の2分の1以上を公債・借入金の償還財源に充当(第6条) ・債権の免除又は効力の変更は法律に基づくことが必要(第8条) ・国の財産の交換、譲渡、貸付は法律に基づくことが必要(第9条) ・国以外の者に対する費用の賦課は法律に基づくことが必要(第10条)
<p>3. 国の財政統制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歳出について目的別のほか、部局別の予算編成(第23条) ・支払予算制度(第34条)
<p>4. 予算の民主化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わかりやすく、審議に資するための予算の形式 ・予算、決算関係書類の充実(第28条、第38条等) ・予算の審議期間の確保(第27条) ・予備費の事後承諾案の提出時期の繰上げ(第36条)

(出所) 筆者作成

まず、新憲法の制定に伴って直接的又は間接的に必要となった事項を規定した。例えば、予算が成立しない場合に前年度予算を施行していた旧憲法下の制

³ 第92回帝国議会衆議院財政法案他1件委員会会議録第2回(昭22.3.20)3頁。

⁴ 第92回帝国議会衆議院財政法案他1件委員会会議録第2回(昭22.3.20)3頁。

度に代えて暫定予算制度を新設し、予算外契約に代わる制度として国庫債務負担行為の制度を設けたこと、新憲法第 91 条に関連して財政状況を国会及び国民に報告することについて具体的な規定を設けたことなどである。特に国の財政状況の報告は、新憲法によって初めて政府に課せられた義務であり、財政に関する議会主義を具現化した措置と言えよう。また、課徴金等の国会による議決主義、独立の地位が保障されている独立 3 機関（国会、裁判所及び会計検査院）による予算編成は特別の取扱いを定めること等を挙げている。

次に、財政処理の基本的原則を明らかにした。第 1 章に財政総則を置き、①公債や借入金を財源としてまかなうべき経費を公共事業費、出資金及び貸付金のように生産的又は資本的なものに限定して健全財政の原則を確立する、②公債発行について日本銀行が引き受けると財政インフレにつながる恐れがあることから、日本銀行の公債引受けを原則禁止する、③旧憲法下の国債整理基金特別会計法では歳計剰余金の 4 分の 1 を公債償還に充てるとされていたが、昭和 7 年以降その効力が停止されており、今回、歳計剰余金を公債償還に充てることとし、限度を 2 分の 1 に引き上げて償還財源の確保を図るなどである。

そして、国の財政統制を図ることとした。例えば、目的別の予算区分の他に、部局等の組織別編成方法を採用して予算に対する部局の責任を明らかにし、予算執行について従来は現金支出についてのみ大蔵大臣の承認が必要とされていたが、財政法案では現金支出の前に契約の段階で大蔵大臣の承認を求め、支出計画を策定した後も 1 か月ごと、あるいは 3 か月ごとに大蔵大臣の承認を得ることとした。

さらに、予算の民主的手続が図られるように、予算の構造を理解しやすく、審議に資するようにした。予算の形式を見直し、歳入については性質別、歳出については目的別及び組織別の両面からの区分を明らかにするとともに、予算及び決算関係書類を拡充・充実して国の財政の全体像を把握しやすいようにした。そして、予備費の事後承諾案の提出時期を繰り上げた。

また審議期間を十分に確保するために、旧憲法の下では 1 月 20 日から 25 日頃の間に国会に予算提出されていたものを、新憲法の下で財政法を制定することとなり、「内閣は、毎会計年度の予算を、前年度の 12 月中に、国会に提出するのを常例とする」（財政法案第 27 条）ことを明確に規定した。しかし、政府が年末までに税收や景気等の財政・経済見通しをまとめて予算編成を行い、国会に提出することは困難であるために、財政法第 27 条の規定にもかかわらず、

その後も 12 月中の新年度予算の提出は一度も行われていない⁵。戦後の混乱期を経て社会経済情勢が落ち着いても、新年度予算は依然として 1 月に国会に提出され続け、十分な審議期間を確保するために設けられた財政法の規定は長い間、活かされることはなかった。平成 3 年の国会法の一部改正⁶によって通常国会の召集が年末の 12 月から 1 月へと繰り下げられ、150 日間の会期を十分に活用できるようになったことに合わせて財政法第 27 条も改正されて、予算は「前年度の 1 月中に」国会に提出することを「常例」とするとされたために、40 年以上にわたって空文化していた法律の規定が実態に合うこととなった。

2. 財政法の主な改正経緯

財政法は昭和 22 年 3 月 31 日に法律第 34 号として公布されて以降、徐々に新しい財政制度の中で定着していった。しかし、元々、連合軍による占領政策の中で法案策定作業が進められたことから、民主主義的な財政秩序を目指した財政法が持つ理念とそれを具体化した制度の運用との間で乖離が生じたことは否めない。そのため法律施行後の占領時期においても、また占領解除後にも数次にわたって法改正が行われることとなる。次に財政法施行後の主な改正について振り返ってみたい。

(1) 昭和 24 年改正 (第 5 回国会、昭 24.4.1 法第 23 号)

財政法施行後の初めての改正は、財政法の一部を改正する法律 (昭 24.4.1 法第 23 号) によるものである。この改正は新たな財政制度が始まり 2 年間の施行の経験を踏まえて行われたことに意義があった。改正内容は実質的修正というよりも、「2 カ年の経験に基づいて、若干の不備を補充するといった性格のもの」⁷であった。主な改正内容は次の通りである (図表 3)。

図表 3 昭和 24 年改正の主な内容

<ol style="list-style-type: none">1. 目的別予算と組織別予算の二本立てから、組織別予算への一本化2. 予備費計上の任意規定化3. 「移用」制度の新設
--

(出所) 筆者作成

⁵ 当初予算の国会提出は、昭和 23 年度予算が 23 年 6 月 7 日、24 年度予算が 24 年 4 月 4 日、25 年度予算が 25 年 1 月 21 日、26 年度予算が 1 月 23 日、27 年度予算が 27 年 1 月 23 日、28 年度予算が 28 年 6 月 13 日、29 年度予算が 29 年 1 月 27 日等である。

⁶ 国会法の一部を改正する法律 (平 3.9.19 法 86 号) による。

⁷ 大蔵省財政史室編 (1997) 236 頁。

第1として、歳入歳出予算が甲一号（目的別予算）と甲二号（組織別予算）の二本立てで編成されていたが、甲一号（目的別予算）を廃止して甲二号（組織別予算）に一本化した（財政法第23条の改正）。改正前は、実質的には一つの予算を目的別予算と組織別予算という違う側面から見て予算書としてまとめていたために、予算の概念としてわかりにくく、予算執行や決算処理において支障が生じたことから組織別予算だけにしたものである。組織別予算の方を重視したのは、政府が予算執行するに際しては組織で動くことから、予算執行の責任に重点を置いたことによる⁸。ただし、改正後も目的別予算は総計表として予算に添付されて国会に提出され、国会の予算審議に不便を来さないように工夫されていた。

第2として、予備費の計上に関する規定の見直しである。歳出予算に予備費を「計上しなければならない」と義務付けていたものを、「計上することが出来る」と任意規定に改めた（同法第24条の改正）。予算に予備費の計上が義務付けられていたにもかかわらず、第5回国会に提出された昭和24年度予算においては予備費計上がなされておらず⁹、いわば法律に違反する予算が国会に提出されて成立し、その後に財政法が改正されたことから、「厳密な法手続の観点から見れば問題が残る」¹⁰と政治的な問題となった。昭和24年度予算という目先の対応のために、財政の基本法である財政法の改正を行ったことには占領下という特殊事情が背景にある¹¹との指摘も行われている。

第3として、歳出予算において新たに「移用」制度を設けたことである。歳出予算の執行について従来は流用のみが制度化されていたが、部局等間の流用や目又は節の経費についての流用が認められて事実上の一部の移用が実施されていた¹²。しかし、改正によって流用の適正化を図り、予算執行の適正を期することとされた。つまり、新たに、原則として予算の定める各部局等の経費の金額又は部局等内の各経費の金額の移用は禁止することとし、ただし、①予算の執行上の必要に基づいて、②あらかじめ国会の議決を経た場合に限り、③大

⁸ 第5回国会衆議院大蔵委員会議録第6号（昭24.3.30）7～9頁。

⁹ 予算の性質上予備費のない予算は一般的に想定できないものであるが、昭和24年度予算はインフレ収束のために超均衡財政として抑制的に編成されたことから、予備費計上することさえ困難であった（大蔵省財政史室編（1997）223頁）。

¹⁰ 大蔵省財政史室編（1997）245頁。

¹¹ 大蔵省財政史室編（1997）223頁。

¹² 「移用」も「流用」も、予算区分を変更して経費を融通する制度である。「移用」は異なる組織の間又は異なる項の間における融通であり、予算の目的に変更を来す。これに対して「流用」は各項の内の目間における経費の融通であり、常に項の目的の範囲内における行政科目の間における移動にすぎない（小村（2002）291頁）。

蔵大臣の承認を得て移用することができるとした。一方、「流用」は目又は大蔵大臣の指定する節の金額について大蔵大臣の承認を得ることとし、その他の節の金額は各省庁の長の限りで流用できるようになった（同法第 33 条の改正）。

（2）昭和 25 年改正（第 7 回国会、昭 25.3.31 法第 60 号）

昭和 25 年の財政法改正は主として、予算執行の手続の簡素化を図ったものである（図表 4）。主な内容は以下の通りである。

第 1 に、成立した予算について従来は、「目」及び「節」に区分して各省庁に配賦し、各省庁においてはこの区分に従って歳出予算の執行を行っていた。しかし予算を「目」に区分して、更に「目」を「節」に区分して執行することは手続を煩わしくし、逆に予算統制上妨げとなっている実情に鑑みて、歳出予算の配賦について「節」区分を廃止することとした。

図表 4 昭和25年改正の主な内容

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 歳出予算の配賦について「節」の区分を廃止2. 各省庁の支出負担行為計画の一本建化 |
|--|

（出所）筆者作成

第 2 は各省庁において予算執行をする場合に、各省庁の支出負担行為担当官ごとに支出負担行為計画を作成して大蔵大臣の承認を得ることとしていたものを、各省庁一本の支出負担行為計画策定で済ませて大蔵大臣の承認を得ることとした。実績を鑑みれば、手続の煩瑣に比べて実効性が少ないという実情へ対応した措置である。

（3）昭和 27 年改正（第 13 回国会、昭 27.3.5 法第 4 号）

昭和 27 年改正のための法案は、「財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案（第 12 回国会閣法第 53 号）」として国会に提出された。同法律案は第 12 回国会に提出され、昭和 26 年 11 月 27 日に衆議院を通過したものの参議院で継続審議となり、第 13 回国会の 27 年 2 月 18 日に参議院で修正議決され、衆議院に送付された後、同年 2 月 21 日に可決、成立した。

昭和 27 年改正は 24 年改正や 25 年改正と比べるとかなり大規模なものであったと言える。財政制度の基本に関わる内容を含んでいたことと、この改正が講和条約発効の直前に行われたことから重要な意義を持っていると言われる。当時我が国は占領期の後期段階にあって、司令部指令を実施するために発令され

た法令を日本側で再検討して修正してよいとされた時期であった。つまり、我が国独自の政策的意図を持って財政法改正に乗り出すことができた時期の成果が昭和27年改正であった（図表5）。

図表5 昭和27年改正の主な内容

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 継続費制度の新設2. 繰越明許費制度の整備3. 予算区分の改正等4. 支出負担行為の計画の承認制度の廃止 |
|--|

（出所）筆者作成

改正案の焦点は継続費制度の新設であったので、同制度を中心に改正案の概要を紹介したい。継続費は数年にわたる継続的な事業の施行が必要なときにあらかじめ一括して国会で議決し、複数年度の債務負担権限と支出権限を付与する制度であり、旧憲法第68条で規定されていたが、新憲法には規定されていなかった。新憲法への規定がないことから、財政法策定の際に大蔵省原案において継続費制度を規定しようとしたが、司令部側から継続費が政治的意図から運用されすぎて後年において財政の硬直化を招く危険性があるとの理由によって反対を受けて、原文から削除された¹³経緯がある。

しかし、占領解除をにらんで、政府は財政法を改正して新たに継続費制度を規定することとした。敗戦直後の財政では長期的な公共事業等を実施する余力に乏しく、継続費制度に対する需要もそれほど高くはなかったが、この時期になると戦後インフレも一段落し、経済的にも本格的な復興の時期に入ろうとしていた。そのために国土の総合開発に向けた長期計画の策定・実施が現実に要請される状況となっていたのである。

国会では、旧憲法で制度化されていた継続費制度が新憲法では設けられていないことから、新たに財政法で継続費制度を新設することは憲法違反ではないのか、あるいは、複数年にわたって債務負担権限と支出権限を付与することは新憲法第86条「毎会計年度の予算を作成」という規定と矛盾するのではないかとの指摘が行われた。池田勇人大蔵大臣は、継続費の規定を削除したからといって新憲法で継続費制度を否定しているわけではなく憲法違反とは言えない、経済が安定してきたこの時期にあっては大規模工事の施工など実質的効率

¹³ 大蔵省財政史室編（1997）127頁。

を考へても継続費の必要性はあるとの考へを示している¹⁴。また、既に国の歳出について財政法によって明許繰越¹⁵として翌年度繰越を制度化している以上、「毎会計年度の」国費の支出について継続費を認めることができる¹⁶と答弁している。

継続費を新たに設けるに当たって、予算のどのくらいの割合を想定しているのか、対象となる事業やその年限等について制限を課すべきではないかとの指摘も行われている。池田大蔵大臣は、何%という制限を設けるよりも必要やむを得ないものを例外的に認めていくべきであり、対象となる事業ごとに年限を定める方が効率的である¹⁷との考へを示している。この質疑の背景には、旧憲法下で継続費が徐々に増加して予算の30%程度まで膨張したことや軍事費の拡大に向けて乱用されるのではないかとの問題意識があった¹⁸。参議院において、年限の制限について「当該会計年度以降五箇年度以内」と修正されることとなったが、一方、当時懸念されていた防衛費の拡大について池田大蔵大臣が「今御審議願っておるのはダムの建設と関門トンネルぐらいであります。」¹⁹、「継続費の期間の問題で、まあ昔は軍艦を造る場合が一番多かったと思うのであります。併し我々は今軍艦を造ろうなんていう気持ちは全然持っておりません。」と国会答弁²⁰を行っているが、近年の継続費が、制度新設時の答弁とは裏腹にもつぱら警備艦や潜水艦を建造するために計上されている²¹のを見ると、時代の流れを感じざるを得ない。

財政・経済情勢の変化が激しい中で、いったん決めた継続費の年割額の変更を認めないことは不適切であるとの質疑が行われ、これに対して池田大蔵大臣からは「(国会には年割額の)修正権ありと解釈するのがいいと思います。…重大な変化があった場合に、これは全然変えられないということは私はよくないと思います。」²²との答弁が行われ、年割額を国会の判断で変更することを容認する答弁が行われた。これを受けて参議院において「予算を以て、国会の議

¹⁴ 第13回国会参議院大蔵委員会会議録第9号(昭27.1.31)2頁。

¹⁵ 「明許繰越」は、経費の性質上、年度内にその支出が終わらない見込みのものについては、例外として国会の承認を得て翌年度に繰り越して使用することができる制度。

¹⁶ 第13回国会参議院大蔵委員会会議録第9号(昭27.1.31)3頁。

¹⁷ 第13回国会参議院大蔵委員会会議録第9号(昭27.1.31)11頁～12頁。

¹⁸ 第13回国会参議院大蔵委員会会議録第9号(昭27.1.31)11頁～12頁。

¹⁹ 昭和27年度一般会計予算「乙号継続費」では、幾春別川総合開発事業費5億円(年割額の昭和27年度分)及び鬼怒川外2河川総合開発事業費14億7,850万円(同)が計上された。

²⁰ 第13回国会参議院大蔵委員会会議録第9号(昭27.1.31)11頁～12頁。

²¹ 「平成29年度一般会計予算」予算総則第2条及び「乙号継続費」等。

²² 第13回国会参議院大蔵委員会会議録第9号(昭27.1.31)6頁。

決を経て更にその年限を延長することができる。」と国会の審議権を尊重した上で、「継続費成立後の会計年度の予算の審議において、当該継続費につき重ねて審議することを妨げるものではない。」との修正が行われ、場合によっては国会で年割額の見直しを行うことができることとなった。これらは、国会の場を通し、政府との議論を経た上で実質的に意義ある修正が行われたという点で、財政法が国民に定着する一步を踏み出したと評価することができる。

主な改正点の第2点は繰越明許費制度の整備である。各会計年度の経費はその年度の歳入をもってまかなうとする会計年度独立原則がある。しかし国家財政の運営に資するために、当初制定された財政法第25条では、経費の性質上、年度内にその支出が終わらない見込みのものについては、例外的に国会の承認を得て翌年度に繰り越して支出することが認められていた（明許繰越）。法改正により、予算成立後の理由に基づいても繰り越して支出ができるようにして、それまでの明許繰越と事故繰越だけでは不十分であった事業執行の便に供すると共に、明許繰越費制度として確立して予算上の歳入歳出予算とは別に「繰越明許費」として計上するようになった。

改正点の第3は予算区分の改正である。歳出予算について予算書の議決単位の明確化を図り、また、政府機関の経常的経費と国民に対して直接的利益を還元する予算とを截然と区別するため²³に「部」「款」の区分を廃止して、部局等の組織別に区分した上で「項」に区分するように改正した（財政法第23条の改正）。

改正点の第4は支出負担行為の計画の承認制度の廃止である。予算支出に当たってはまず契約を行い、その後に支払いを行うこととなるが、戦後処理の緊急の中、支払うことができるか不明確なうちに契約ばかりを先行して進める事態が生じていた。そのため政府として、支払いを確実なものとするために、すべての支出に関して各省に四半期ごとの契約計画を作成させ、さらに四半期ごとの支払計画に基づいて支出する「二重のコントロール」を行っていた²⁴。事務手続的には二重手間をかけることとなり、この過重な負担を軽減するために、配賦された歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為のうち、公共事業費その他大蔵大臣の指定する経費についてのみ支出負担行為の実施計画を策定して承認を得るように簡素化が図られた。

²³ 第13回国会参議院大蔵委員会会議録第7号（昭27.1.24）1頁～2頁。

²⁴ 第12回国会衆議院大蔵委員会会議録第23号（昭26.11.26）5頁～6頁。

(4) 昭和29年改正(第19回国会、昭29.5.8法第90号)

戦後、多くの社会経済制度が構築される中で財政法の制定も早急に整備された後、昭和27年の大規模な改正(継続費制度の創設等)を経て制度的にはほぼ安定した状態になった²⁵。しかし、歳出予算の繰越制度には依然として煩瑣な点があったことから、「財政法等の一部を改正する法律案(第19回閣法第121号)」によって繰越制度の合理化、簡素化が図られた(図表6)。

まず、繰越明許費について、翌年度にわたる債務負担の手続の簡素化が行われた。改正前は、翌年度にわたる債務負担は契約を分割して、年度内に支出できる部分についてのみ債務を負担し、繰り越されて翌年度に支出する部分は改めて当該年度の単年度の債務負担として契約をしなければならなかった。すなわち、3月31日に実施するものと4月に繰り越すものと、二つの契約を行わざるを得なかったが、改正によって翌年度の支出分も合わせて当該年度内に一回の契約で債務負担をすることができるように手続の簡素化が図られることとなり、そのために財政法第43条の3が新設された(繰越明許費の翌年度使用の規定)。

図表6 昭和29年改正の主な内容

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 繰越明許費に係る翌年度にわたる債務負担の制度創設2. 国庫債務負担行為の5箇年度以内への延長3. 分任支出負担行為担当官制度の新設 |
|--|

(出所) 筆者作成

また、国庫債務負担行為によって国が支出すべき年限を3箇年度以内から5箇年度以内に延長した。継続費の年限が5箇年度以内となっていることと平仄を合わせた²⁶ものである。しかし、継続費制度の新設に当たって、年限を限定すべきであるとの国会議論を踏まえて5箇年度以内とした経緯から、森永貞一郎・大蔵省主計局長は「(国庫債務負担行為の年限は延長するけれども) 厳重に限定するというふうなふうに運用したい。…濫用は極力慎みたい」²⁷との考えを示している。国庫債務負担行為の年限を延長したからと言って安易な債務負担が行われるのではないかと国会で指摘された²⁸ことなどを踏まえて、後年度の財政が硬直化することは極力避けたいとの意向が示されている。

²⁵ 大蔵省財政史室編(1998)425頁。

²⁶ 第19回国会参議院大蔵委員会会議録第37号(昭29.4.22)6頁。

²⁷ 第19回国会参議院大蔵委員会会議録第38号(昭29.4.27)3頁。

²⁸ 第19回国会参議院大蔵委員会会議録第38号(昭29.4.27)13頁。

なお、迅速で円滑な予算執行ができる体制を整備するために、契約権限が付与された支出負担行為担当官の下に新たに分任支出負担行為担当官を置く改正も行われている。これに対しては、新しい官職が創設されたことは改正の趣旨である「手続の簡素化」に逆行するのではないかとの指摘がある²⁹。

(5) 昭和37年改正（第40回国会、昭和37.5.8 法第108号）等

財政法は昭和20年代の主な改正を通して財政民主主義の実現に向けた整備が進められ、法律施行から10年程度でほぼ現行の財政法の体系ができあがったと言える。しかし、その後も毎年の予算審議の際に繰り返して議論される問題に関係する法改正が行われているので触れておきたい。

それは補正予算のあり方に関するものである。第40回国会の昭和37年2月5日に提出された「財政法の一部を改正する法律案（閣法第63号）」によって、補正予算として計上することが適切か否かを巡る国会議論が問題提起となって財政法第29条が改正された。

図表7 昭和37年改正の主な内容

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 予算追加の要件を「特に緊要となつた経費」に改正2. 国庫内移換えも「経費の支出」であることを明確化3. 「追加予算」と「予算の修正」を、「補正予算」に統一4. 補正予算編成の要件を「予算作成後の事由」に統一5. 予算の「追加」と「追加以外の変更」に、区分を明確化 |
|--|

（出所）筆者作成

そもそものきっかけは「昭和31年度一般会計補正予算（第1号）」に遡る。同補正予算は歳入に税収増を見込み、歳出に産業投資特別会計・資金への繰入れ300億円を計上したものであり、政府は同時に産業投資特別会計に資金を設置する法案を国会に提出していた。税収増は将来的には決算剰余金とされるべきものであるにも関わらず、保留財源となる「資金」に繰り入れることは財政法上の問題があると国会で指摘された。

昭和31年度補正予算で設置されて問題視されていた同資金に対して、更に「昭和35年度一般会計補正予算（第2号）」で350億円が補充のための繰入れ経費として計上されたために、国会では改めて議論が行われることとなった³⁰。

²⁹ 第19回国会参議院大蔵委員会会議録第38号（昭29.4.27）4頁。

³⁰ 議論の詳細は大蔵省財政史室編（1998）432頁～434頁を参照。

まず、昭和 35 年度一般会計補正予算（第 2 号）に計上した 350 億円の歳出予算は資金として保有され、実際に使われるのは翌年度の 36 年度に 150 億円、翌々年度の 37 年度に 200 億円であることから、補正予算編成の要件である「必要避けることのできない経費」には該当せず、財政法第 29 条違反であるとの指摘が多く行われた。

また、昭和 36 年度当初予算でも計上できるものを前倒して、35 年度補正予算として編成した政府の手法は同法に違反するとの指摘が行われ、水田三喜男大蔵大臣は「36 年度でやってもいいし、これはやる方が確かにいいかもしれませんが、しかし、財源的にこれが可能である限り、35 年度の補正でやってもこれは差し支えない。そこはやはり政府の政策的な判断でございます」³¹と述べ、補正予算への計上が政府の判断で弾力的に行うことができるとも受け取られかねない答弁を行っている。

さらに、自然増収を、補正予算によって資金のような翌年度以降の支出に計上することは、「決算上の剰余金を故意に減少させるような結果を生ずる財政措置」であって財政法第 6 条に反するなどの指摘も行われた。

このように国会では、同補正予算（第 2 号）に計上された産業投資特別会計資金への繰入れ 350 億円に対して「財政法の第 6 条、12 条、14 条、29 条及び 44 条の規定を政府の都合のいいように解釈して、その盲点について」いこうとしているとしか思えない、あいまいな解釈で「法を破るといような疑いを国民に持たせるものである」から、財政法の運用を曲げるような対応するのではなく法自体を改正すべきだ³²などの指摘が繰り返し行われた。

再三にわたる財政法上の疑義の指摘を受けて、政府は「財政法第 29 条によりまする追加予算制度自体についてそういうような毎回議論を生じないような制度に改正する必要があるのかどうかということにつきましては、なお今後しかるべき機関に諮りまして検討して参りたい。」³³と見直す方針を示した。

その後、第 38 回国会閉会後に財政制度審議会による審議を経て、第 40 回国会の昭和 37 年 2 月 5 日、財政法の一部を改正する法律案（閣法第 63 号）が国会に提出された。改正のポイントは、補正予算の編成要件である「必要避けることのできない経費」を「特に緊要となつた経費」に改めること、「経費の支出」にかっこ書きを付して「(当該年度において国庫内の移換えにとどまるものを含

³¹ 第 38 回国会参議院予算委員会会議録第 4 号（昭 36. 2. 16） 5 頁。

³² 第 38 回国会衆議院予算委員会会議録第 3 号（昭 36. 2. 7） 16 頁。

³³ 第 38 回国会参議院予算委員会会議録第 9 号（昭 36. 3. 9） 7 頁。

む。)」を加えたこと、「追加予算」と「予算の修正」の区分を改めて「補正予算」に一本化したことなどである（図表7）。同法律案は同年5月4日に成立し、同月8日に公布された。

（6）その他

財政法の制定及びその後の改正をふり返ると、新憲法の基本原則である財政民主主義が徐々に確立されてきたことが改めて認識される。これにとどまらず、財政に対する民主主義による統制を進めるために多くの立法が行われているが、その一つとして財政投融资に対する国会による統制の導入について触れておく。

財政投融资については、予算編成と合わせて財政投融资計画（以下「財投計画」という。）が作成されて予算審議に供するために国会に提出されていたが、説明資料としての位置付けであって慣行として提出されているにすぎなかった。この理由は、財投計画の一部が産業投資特別会計の歳入歳出予算や一般会計予算総則（政府保証債の限度額）として国会の議決を受けていたことや財政投融资の原資が郵便貯金等の金融的資金であったこと等による³⁴とされている。

これに対して、かなり以前から予算と同様に財投計画も閣議決定すべきであるとの意見³⁵や国会への提出を義務付けて議決対象とする必要がある³⁶との指摘などが行われていた。政府はこれらの国会での議論を受けて、昭和48年1月に財投計画の一部について国会の議決対象とする法案を提出することとなった。この結果、財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律（昭48.3.31法第7号）³⁷により、財投計画のうち運用期間が5年以上にわたるものについては、その予定金額を国会の議決対象とすることになったのである³⁸。同法によって予算をもって国会議決の対象としたことは、憲法及び財政法の基本原則である財政民主主義の趣旨に沿うものである³⁹と前向きな評価が行われている。

³⁴ 杉村（1982）32頁。

³⁵ 第38回国会衆議院予算委員会第一分科会議録第5号（昭36.3.2）7頁。

³⁶ 第40回国会衆議院予算委員会第一分科会議録第2号（昭37.2.20）8頁。

³⁷ 第71回国会の昭和48年1月26日に、「資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律案（閣法第1号）」として国会に提出され、同年3月31日参議院本会で可決、成立した。

³⁸ 財投計画の国会議決については、①財投計画それ自体が議決対象となっていないため、内容・形式ともに統一性を欠いて、その複雑さは変わっていない、②議決対象が5年以上のものに限定されている、③長期運用予定額が限度額の50%の範囲内で弾力的に増額できるとの問題が指摘されている（日本財政法学会編（1997）15頁）。

³⁹ 杉村（1982）32頁。

3. 財政法を巡る課題

財政法制定以降 70 年の中で、上述の主要ないくつかの改正が行われたものの、財政法の基本的なあり方に関わる改正は昭和 27 年の継続費制度の創設にとどまると言っても過言ではないであろう。明治憲法から現行憲法への移行とともに財政民主主義の徹底のための基本法である財政法は、この 70 年間、ほぼその大枠を変えないままに維持されてきたとも言える。

そうした中、国会では財政法の各条項に絡む議論が熱心に行われてきた。次に直接財政法に関わる主要な国会議論をいくつかの視点から整理して紹介したい（図表 8）。

図表 8 現行財政法を巡る主要な国会論議

財政の健全化	財政の透明化	財政の民主的手続	財政の硬直化
第29条 補正予算の緊要性	第13条 特別会計の設置	第24条 予備費の計上	第15条 国庫債務負担行為
第4条 建設国債の発行対象対象	第14条 総計予算主義の表記	第30条 暫定予算の編成	
第5条 日本銀行の国債引受禁止			

（出所）筆者作成

3-1. 財政の健全性の視点からの論議

（1）補正予算の緊要性

国会では財政法に関して、補正予算として提出することの妥当性が議論されることが多い。財政法第 29 条は「予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた経費の支出」が必要な場合などに、補正予算を編成できる場合を限定しているが、この要件に合致しない補正予算が編成されているのではないかとの指摘は多い。

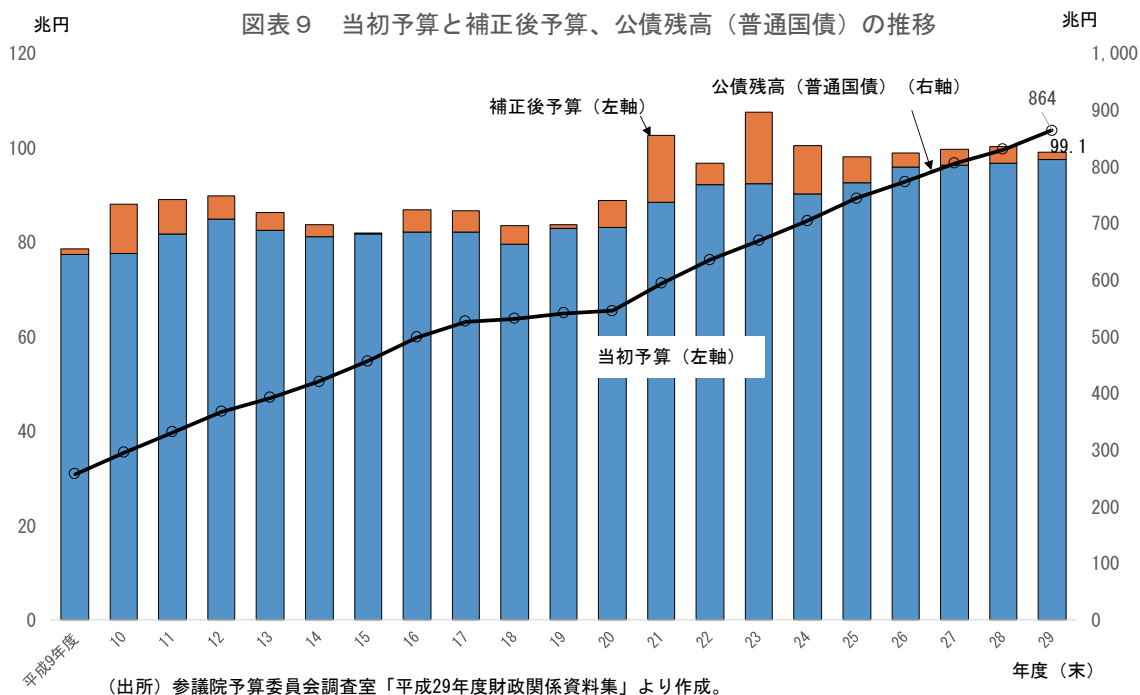
例えば平成 25 年度補正予算においては、当初予算の予算編成過程で「無駄遣い」として削減された内容が補正予算に計上されている、と財政法上の緊要性についての疑義⁴⁰が示されたほか、当初予算の査定の段階で計上されなかったものを安易に補正予算として計上するならば財政規律を確保する上で問題がある⁴¹との議論が行われている。補正予算で追加計上された公共事業関係費 2 兆 4,244 億円に対する規模の妥当性や経済効果に対する指摘⁴²、慢性的なデフレ対策として補正予算を編成することが財政法第 29 条の趣旨に反するのではないか⁴³などの問題も数多く指摘されている。

⁴⁰ 第 186 回国会参議院予算委員会会議録第 3 号（平 26.2.6）40 頁。

⁴¹ 第 186 回国会参議院予算委員会会議録第 6 号（平 26.3.4）23 頁。

⁴² 第 183 回国会参議院予算委員会会議録第 2 号（平 25.2.18）18 頁。

⁴³ 第 183 回国会参議院予算委員会会議録第 3 号（平 25.2.19）33 頁。



補正予算の審議日数は当初予算と比べて短いことから、当該予算の問題点が詳細には明らかにされないままに成立するとの懸念があり、財政規律が厳守されにくい状況にあることは否定できない。補正予算がシーリング逃れに使われていると指摘される⁴⁴ように、補正予算の追加によって予算規模が拡大し、その財源として公債発行を余儀なくされる場合もある。不要な財政支出の拡大が行われぬか、補正予算の必要性について常に注意していかなければならない(図表9参照)。

(2) 建設国債の発行対象経費

建設国債の発行対象経費についても取り上げられることが多い。国の歳出は租税等をもって賄うことを原則としている(健全財政主義の原則)が、財政法第4条ただし書において、公共事業費、出資金及び貸付金の財源に限っては公債を発行し又は借入金をなすことができるとしている。公共事業費は経費の支出見合いが国の資産として残り、貸付金は国の資産であることが明らかであり、出資金はそれに見合う支出が有形無形の資産として残り将来国民が利益を享受し得るからである⁴⁵。

まず、財政法第4条ただし書に基づく公債発行について、「建設公債」は将来

⁴⁴ 第190回国会参議院予算委員会会議録第3号(平28.1.18)28頁

⁴⁵ 小村(2002)101頁。

に資産を残すので「良い公債」、特例法によって歳入を補てんする「赤字公債」は「悪い公債」と区別されることがあるが、政府は「歳入補てん債はいかぬが建設国債はいいんだといったような、実務の面で分け隔てをして考えるということは、實際上金利負担があるという意味では余り意味がない（宮澤喜一大蔵大臣）」⁴⁶、「建設公債、赤字公債と分けて議論することが、それこそ建設的な意味を持つとは私自身は必ずしも思っておりません（菅直人国務大臣（経済財政政策担当）」⁴⁷と繰り返し述べているように、両者を区別することに意義は見だしにくい。近年、教育に用途を限定する「教育国債」の発行も検討されようとした⁴⁸が、名目はともあれ後世代に負担を先送りする公債発行は極力回避する努力は続けなければなるまい。

また、出資金は見合いの支出が有形無形資産として残るとされているが、政府が出資した日本原子力研究所や核燃料サイクル開発機構⁴⁹等において欠損金を出していることから、出資金が毀損されて資産として残らない⁵⁰との指摘も行われている。谷垣禎一財務大臣は、出資に伴って研究開発が行われ、その成果が我が国の経済社会の発展に寄与するという形で国民に還元されて、有形無形の資産として残るので出資金としての役割は果たしている⁵¹との考えを示しているが、その評価には近年注目を集めている「証拠に基づく政策立案（Evidence-Based Policy Making：E B P M）」⁵²の手法を取り入れることも考えられるのではなかろうか。

（3） 日本銀行の国債引受禁止

財政法第5条は戦前、戦中を通じて大量の公債発行が日銀引受によって行われ、激しいインフレを引き起こしたことを反省して規定されたものである。

この規定の下、平成25年3月に新たに就任した黒田東彦総裁の下で、日本銀行は同年4月、金融政策決定会合において量的・質的金融緩和の導入を決定した。これは対前年比で消費者物価上昇率2%の物価安定目標を実現するために、

⁴⁶ 第150回国会衆議院大蔵委員会議録第4号（平12.11.21）12頁。

⁴⁷ 第173回国会衆議院内閣委員会議録第2号（平21.11.18）24頁。

⁴⁸ 日本経済新聞（平29.9.13）における安倍晋三内閣総理大臣へのインタビュー。

⁴⁹ 平成17年10月に日本原子力研究所と核燃料サイクル開発機構が統合して独立行政法人日本原子力研究開発機構が発足し、現在は国立研究開発法人日本原子力研究開発機構。

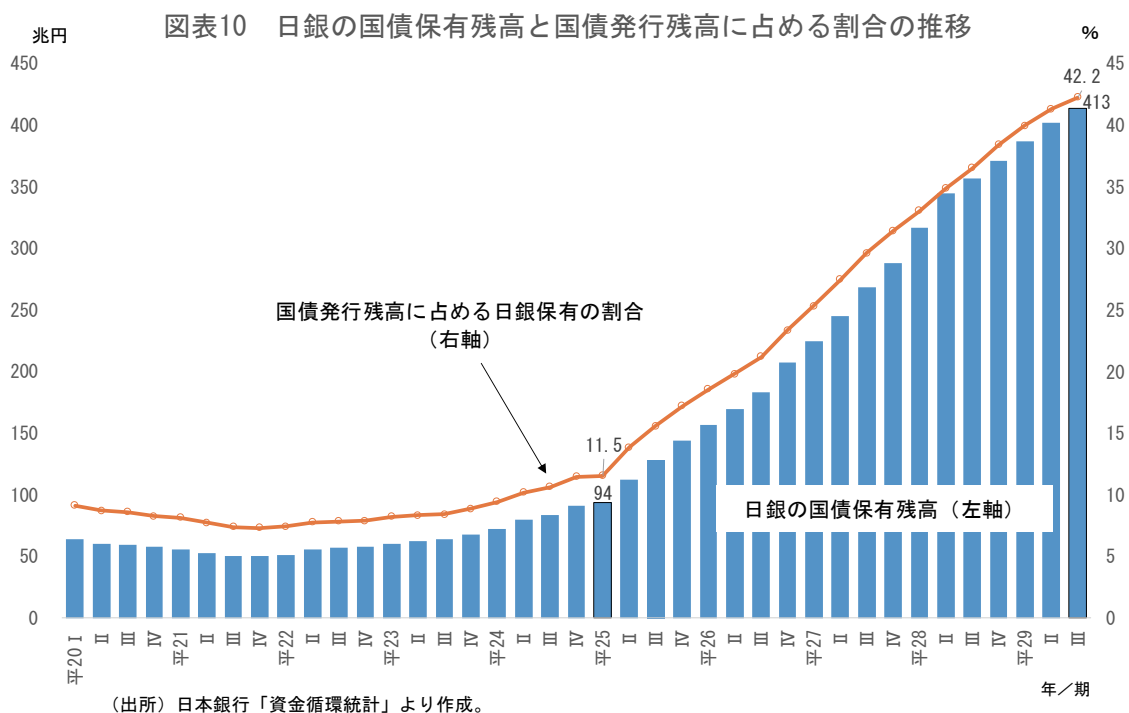
⁵⁰ 第162回国会衆議院財務金融委員会議録第23号（平17.5.17）19頁。

⁵¹ 第162回国会衆議院財務金融委員会議録第23号（平17.5.17）20頁。

⁵² 古矢一郎「政府における「証拠に基づく政策立案（E B P M）」への取組について」、行政管理研究センター『季刊行政管理研究』（2017.12）No.160 参照。

マネタリーベース（日本銀行が供給する通貨の量）や長期国債・ETF（上場投資信託）の保有額を2年間で2倍に拡大するなど内容をとしている。

この結果、日本銀行・資金循環統計によると、平成29年9月末時点の日本銀行による国債保有残高は413兆4,177億円であり、国債発行残高978兆5,982億円の42.2%を占めている。量的・質的金融緩和を導入する前の25年3月末時点の日本銀行による国債保有残高93兆8,750億円に比べると、この4年半の間に4.4倍に拡大したことになる（図表10）。



日銀による急速な国債保有残高の拡大に対して、国会では「実質的には、入札の際に民間金融機関が日銀が買ってくれるだろうという予想の下に入札に参加し、それも直ちに日本銀行が購入するという事は、実質的にまさに日銀の国債引受けを行っているということ」⁵³、「政府の赤字を日銀、中央銀行が紙幣の追加発行をすることによって賄う」財政ファイナンスという財政法第5条が禁止することが行われている⁵⁴などの指摘が行われている。日本銀行の財務の健全性や政府による財政ファイナンス等の疑問に対して明確な説明責任を果たしていくことが求められよう。

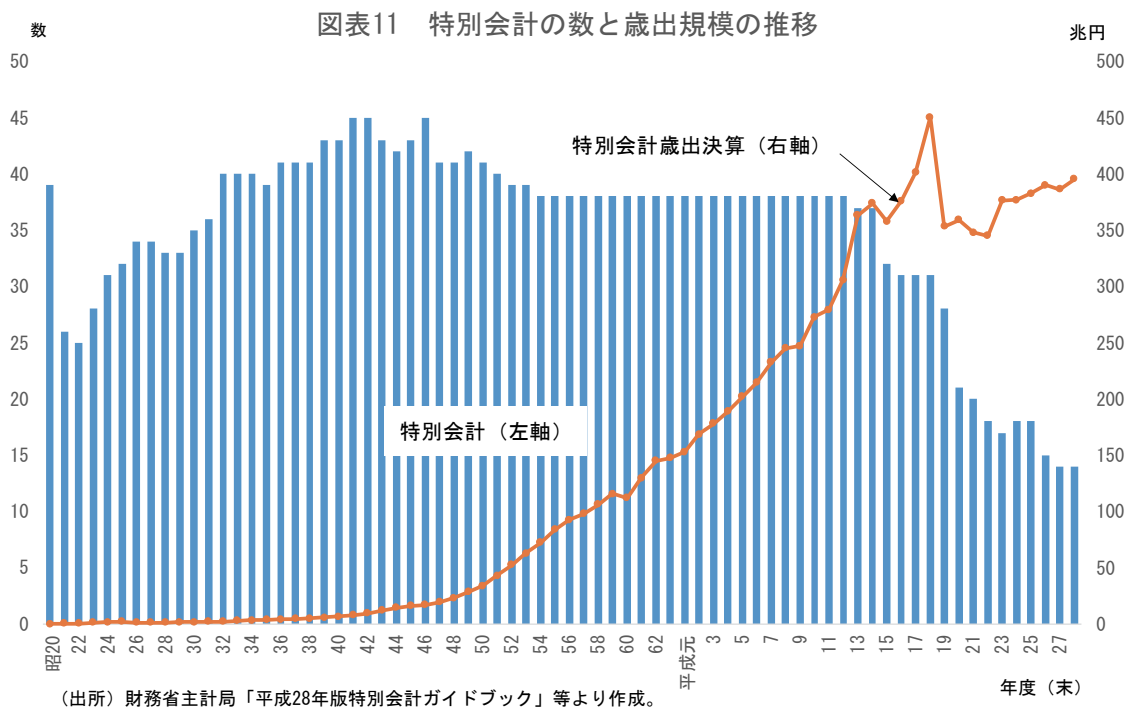
3-2 財政の透明性の視点からの論議

⁵³ 第186回国会参議院財政金融委員会会議録第4号（平26.3.17）12頁。

⁵⁴ 第189回国会参議院決算委員会会議録第10号（平27.6.22）8頁。

(1) 特別会計の設置

国全体の財政状況を把握し、財政の健全性を確保するためには、毎会計年度の国の施策を総覧できるように単一の会計、一般会計で一体として経理することが望ましい。しかし、社会経済の複雑化に伴い単一の会計ではそれぞれの事業や収支が不明確となる場合も生じる。そのために財政法第13条は例外的に特別会計を設置することを認めているものの、戦後の高度経済成長期にかけて特別会計の数は増加し、40を超える特別会計が設置された時期もあった(図表11)。



濫立する特別会計に対して、例外であるべき特別会計が一般化してその規模が拡大・複雑化しすぎていることや役割を終えた事業が依然として継続されていること、多額の剰余金や積立金が見過ごされ、効率的な財政運営が行われていないこと、天下り先に対して多額の補助金・交付金等が支出されていることなどが国会で取り上げられた⁵⁵。

国会での議論等を受けて、平成19年に成立した「特別会計に関する法律(平19.3.31法第23号)」ではそれまでの個別の特別会計法を一つの法律に一本化するとともに、特別会計の統廃合や共通ルールの導入などを行い、聖域視されていた特別会計の透明性を高め、その積立金や剰余金⁵⁶の有効活用を図ること

⁵⁵ 第166回国会参議院本会議録第10号(平19.3.16)1頁。

⁵⁶ 特別会計の必要性や水準等は、平成19年度特別会計予算書に記載された各特別会計の積立金や資金の明細表に関する注書きにおいて初めて付記されることとなった。拙稿「特別会計「積立金」の必要性と必要な水準の記載」、参議院事務局企画調整室『経済のプリズム』第39号(平

とした画期的な試みが行われたことは評価できる。しかし、特別会計内の積立金や資金の適正な水準について、計数で示されたものがある一方、積立金制度を説明するにとどまっているものがある⁵⁷など、透明性の度合いに関して濃淡が見受けられる。一般会計から特別会計への繰入れ規模は適正であるのか、特別会計から官民ファンドへの出資が迂回路として使われているのではないかなどの指摘⁵⁸もされており、資金の流れがつかみにくく、国会での議論もされにくい特別会計・歳出歳入の規模や用途等は注視していかなければならない。

（２）総計予算主義の表記

財政法第 14 条は歳入歳出を各々その総額を予算に計上すべきであって、歳入と歳出とが相互に関連するものであっても、これを相殺して歳入歳出のいずれかに差額のみを計上することは認めていない（総計予算主義）。これは予算の全体像を明らかにして、経理を適正にし、あるいは予算の執行責任を明確にするためである⁵⁹。国会では総計予算主義を示した財政法の規定を巡って、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計⁶⁰・漁業共済保険勘定において、平成 16 年度特別会計予算書では保険料収入が 1 万円しか計上されていないのに、それに対応する保険金の支払いが 28 億 1,673 万 2 千円も予定されていることが指摘された。毎年同規模の予算であり、決算段階では保険料収入ゼロ円となって保険金支払いは数十億円となっている。これは事務の効率化のために保険料収入と掛金補助の差額分のみを予算書等に記載したことによるものであり、漁業災害補償法第 196 条 2 項に基づく予算措置及び予算書等の記載であるから問題はない旨⁶¹を政府は説明している。しかし、同法同条は事務の簡素化は認めてはいるが、財政の透明性を求める総計予算主義の考え方に立てば、事務の簡素化をそのまま予算書等に反映させてよいものか疑問が残る。

3－3 財政の民主的手続の視点からの論議

（１）予備費の計上

政府の裁量を認める予備費についての議論がある。財政民主主義の観点から

成 19 年 4 月) を参照。

⁵⁷ 第 189 回国会参議院本会議録第 7 号 (平 27. 2. 18) 8 頁。

⁵⁸ 第 189 回国会参議院本会議録第 7 号 (平 27. 2. 18) 8 頁。

⁵⁹ 小村 (2002) 55～56 頁。

⁶⁰ 平成 25 年度をもって廃止され、歳計剰余金は食料安定供給特別会計に繰り入れられ、積立金は食料安定供給特別会計に所属する積立金として積み立てられた。

⁶¹ 第 164 回国会参議院行政改革に関する特別委員会会議録第 8 号 (平 18. 5. 17) 16 頁。

すれば、予算は事前議決が原則である。しかし、予算を実際に執行する段階において、当初は予想できなかった事態が発生し、あるいは事情の変更等によって経費の不足や新たな経費の支出が必要となることはやむを得ない。この事態に対して現行憲法第 87 条は予備費制度を認め、財政法第 24 条等で所要の規定を置いている。予備費と一般の歳出予算では、国に歳出権限を付与する点では同様であるが、①予備費の具体的な内容については国会の承認を得ていないことから事前議決の原則の例外であり、②予備費の使用後には国会の事後承諾を得なければならないことなどが異なっている⁶²。

しかし、国会の事前議決が原則であり、予備費は例外的な取扱いである以上、巨額の予備費の計上は憲法の趣旨に反することもあり得る。平成 21 年度一般会計予算 88 兆 5,480 億円の中には通常の予備費 3,500 億円に加えて経済緊急対応予備費 1 兆円が計上されたことから、国会では現行憲法第 83 条や第 84 条との関係が質され、与謝野馨内閣府特命担当大臣は財政民主主義との関連を検討した上で予算編成を行ったことを明らかにしている⁶³。また、平成 28 年一般会計補正予算（第 1 号）は「平成 28 年熊本地震」の支援のために 7,780 億円の規模で編成され、そのうち予備費 7,000 億円を計上したことから、政府の裁量を大幅に認めようとするものであって予算審議をないがしろにするとの指摘が行われた⁶⁴。予備費の計上は昭和 24 年改正によって、それまでの義務規定から任意規定へと改正されたが、予備費に多額に不用額が生じていることを指摘する意見⁶⁵もあり、予備費の計上は抑制的に行うことが憲法や財政法が意図する財政民主主義の趣旨に合うところであろう。

（２）暫定予算の編成

予算が年度内に成立しないことによる国民生活への影響と民主主義的な財政運営の原則を図るため⁶⁶に、財政法第 30 条に暫定予算の提出が規定されている。しかし、年度が始まって本予算も暫定予算も成立していない状態（予算の空白）は、昭和 23 年度から平成 2 年度までの 43 年の間に 17 回生じている。これを踏まえて平成 3 年に「1 日たりとも予算の空白を作るべきではない」との与

⁶² 小村（2002）305 頁。

⁶³ 第 171 回国会参議院予算委員会会議録第 10 号（平 21.3.10）4 頁。

⁶⁴ 第 190 回国会参議院予算委員会会議録第 21 号（平 28.5.17）32 頁。

⁶⁵ 大石夏樹「予算計上額の妥当性が問われる予備費の使用状況」、参議院予算委員会調査室『経済・金融・財政 月例資料』（平 29.12）No. 487。

⁶⁶ 小村（2002）268 頁。

野党合意が行われ、それ以降は「予算の空白」は生じていない。その後は予算が年度内に成立する時期がしばらく続き、平成 10 年度暫定予算以来、国会への提出はなかったが、平成 24 年度に 14 年ぶりに暫定予算が編成され、以後、予算の越年編成の影響を受けて 25 年度、27 年度と暫定予算が編成されている。

暫定予算には国政運営に必要な不可欠な経費の計上のみが行われるので、その内容については国会審議上特に問題となることは考えにくいだが、その範囲には見解の相違もあり得るところである。国民生活の観点からは暫定予算の編成は好ましいことではなく、ましてや「予算の空白」が生じることは避けなければならない。

3－4 財政の硬直化の視点からの論議

財政の弾力的な運営に制限を課する、すなわち、財政の硬直化を巡る財政法に関わる議論について、近年注目を集めたのが「国庫債務負担行為」の年限の特例的な対応である。

憲法第 85 条は、国費の支出又は国の債務負担に当たっては国会の議決に基づくことを基本原則として示し、「国費の支出」と「国の債務負担」を区別している。国の債務負担と支出は一体のものではなく、当該年度に債務負担と支出を行う場合もあれば、債務負担だけを行って支出は次年度以降という場合もある。あるいは債務保証を契約した場合のように債務負担は負うが、保証債務の履行が生じなければ支出を行わずに目的を達成することもある。このように債務負担と支出を切り離して考えることが適切な場合がある⁶⁷。

財政法第 15 条に規定する国庫債務負担行為は、あらかじめ予算で事項や債務負担の内容を特定した上で議決するものを特定議決による国庫債務負担行為（同法第 15 条第 1 項）と呼び、災害復旧等についてあらかじめ国会の議決を得た範囲内で債務を負担するものを非特定議決による国庫債務負担行為という。

国庫債務負担行為による支出すべき年限は「当該会計年度以降五箇年度以内」とされている（同法第 15 条第 3 項）。「あまりに長い年限を認めると、その後の財政状況に適応せず、財政硬直化を招くおそれがあるために適当ではないとの考え方」⁶⁸に年限を区切ったものである。財政法制定当時は「三箇年」であったが、昭和 29 年改正で継続費と平仄を合わせるために「五箇年」に延長されたことは、既に見てきたとおりである。

⁶⁷ 小村（2002）192～193 頁。

⁶⁸ 第 189 回国会衆議院安全保障委員会議録第 4 号（平 27. 3. 31）18 頁の中谷元防衛大臣答弁。

第 189 回国会では特別法を制定して財政法で規定している年限を、特定防衛調達について「五箇年」から「十箇年」に延長されることとなった。財政法の特別法として、「特定防衛調達⁶⁹に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法案（閣法第 20 号）」が平成 27 年 2 月 20 日に国会に提出され、同年 4 月 22 日に可決、成立した。同法（平 27. 4. 30 法 16 号）は中期防衛力整備計画（平成 26 年度～30 年度）の期末である平成 31 年 3 月 31 日までの時限立法として、固定翼哨戒機（P-1）等を長期契約の対象としている。

国会⁷⁰では国庫債務負担行為の年限の延長によって将来の財政を硬直化させる懸念はないのか、また、長期契約を締結して調達コストを縮減することによって財政負担を軽減することができるのか等が質された⁷¹。長期契約のために企業が部品を一括で発注することができ、コスト縮減効果が期待されるというプラスの側面⁷²がある一方、毎年度の厳しい財政状況の中において前年度以前の債務負担が当該年度の支出を制約する財政硬直化のマイナス面は軽視すべきではあるまい。

また、平成 29 年度当初予算では公共工事の施工時期の平準化を図って、国庫債務負担行為の活用が拡大された。工事等の実施が 2 か年度にわたる「2 か年国債」（1,500 億円）に加えて、初年度の国費支出がゼロで翌年度に支出する「ゼロ国債」（1,400 億円）が当初予算では初めて設定された。ゼロ国債は従来補正予算で設定され、公共工事の平準化や早期執行のためにゼロ国債を活用してきたとの評価がある⁷³一方で、景気対策は意図していないという補正予算の中に、需要拡大効果を期待する国庫債務負担行為（ゼロ国債）を設定したのはどのような経済的な効果をねらったものであるのか⁷⁴が議論されている。年度を通じた業務量を平準化する効果がどのくらい平準化されたのかを検証するとともに、やはり財政硬直化を招くおそれがある国庫債務負担行為は、財政規律の観点か

⁶⁹ 「特定防衛調達」は同法案において初めて使用された用語であり、①装備品・その整備に係る役務の調達であって、②防衛力の計画的な整備に必要で、③長期契約により経費縮減・安定的な調達に資するものとして、防衛大臣と財務大臣が協議して定めるもの。

⁷⁰ 同法案は財政法の特別法ではあるが、内容が特定防衛調達に係る国庫債務負担行為の年限に関わることであるので、衆議院では安全保障委員会、参議院では外交防衛委員会に付託されて審議された。

⁷¹ 第 189 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 8 号（平 27. 4. 14）4 頁。

⁷² 政府が同法第 3 条第 1 項に基づいて公表した資料によると、長期契約により縮減される特定防衛調達の経費は、平成 27 年度からの 7 か年度の調達分が約 417 億円、28 年度からの 6 か年度の調達分が約 114 億円等とされている。

⁷³ 第 189 回国会参議院予算委員会会議録第 20 号（平 27. 8. 24）39 頁。

⁷⁴ 第 159 回国会参議院財政金融委員会会議録第 1 号（平 16. 2. 5）16 頁。

らは抑制的に運用することが求められる。

おわりに

財政民主主義等については参議院憲法調査会において、より実質を伴うものとして見直すべき等の議論が行われ、財政規律や財政健全化を現行憲法に規定すべきとの意見も出されている⁷⁵。財政法は現行憲法の制定に合わせて、短期間のうちに制定しなければならず、いわば見切り発車の側面がなかったわけではない⁷⁶。

しかし戦後 70 年以上にわたって、財政法が我が国の財政民主主義を支えてきたことは否定できないであろう。社会構造の変化とともに、財政に求められる役割も今後変化していくかもしれない。しかし、国政と一体の課題である財政問題を考えるに当たっては、財政法に貫かれた基本原則を常に意識していかなければならない。

【参考文献】

大蔵省財政史室編『昭和財政史－終戦から講話まで－第 4 巻』東洋経済新報社、1977 年 3 月

大蔵省財政史室編『昭和財政史－昭和 27～48 年度－第 2 巻 財政－政策及び制度』東洋経済新報社、1998 年 11 月

清宮四郎『法律学全集 3 憲法 I [第三版]』有斐閣、1979 年 6 月

小村武『[三訂版] 予算と財政法』新日本法規出版、2002 年 6 月

杉村章三郎『法律学全集 10 財政法[新版]』有斐閣、1982 年 7 月

日本財政法学会編『財政法叢書⑬ 戦後 50 年と財政法研究(1)－国家財政』龍星出版、1997 年 5 月

(内線 75011)

⁷⁵ 参議院憲法調査会「日本国憲法に関する調査報告書」(平成 17 年 4 月) 参照。

⁷⁶ 例えば、財政法第 10 条の施行日は政令で定めるとされているが(財政法附則第 1 条)、当該政令は、財政法制定から 70 年以上が経過した現在においても未制定であり、財政法第 10 条は現在まで施行されていない。ただし、立法上の整備が行われており、おおむね同条の趣旨は達せられている(小村(2002) 44 頁)。

【参考：制定当初の財政法と現行の財政法の比較表】

昭和 22 年制定当初の財政法	現行の財政法
<p>第一章 財政総則</p> <p>第一条 国の予算その他財政の基本に関しては、この法律の定めるところによる。</p> <p>第二条 収入とは、国の各般の需要を充たすための支払の財源となるべき現金の収納をいい、支出とは、国の各般の需要を充たすための現金の支払をいう。</p> <p>2 前項の現金の収納には、他の財産の処分又は新らたな債務の負担に因り生ずるものをも含み、同項の現金の支払には、他の財産の取得又は債務の減少を生ずるものをも含む。</p> <p>3 なお第一項の収入及び支出には、会計間の繰入その他国庫内において行う移換によるものを含む。</p> <p>4 歳入とは、一会計年度における一切の収入をいい、歳出とは、一会計年度における一切の支出をいう。</p> <p>第三条 租税を除く外、国が国権に基いて収納する課徴金及び法律上又は事実上国の独占に属する事業における専売価格若しくは事業料金については、すべて法律又は国会の議決に基いて定めなければならない。</p> <p>第四条 国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる。</p> <p>2 前項但書の規定により公債を発行し又は借入金をなす場合においては、その償還の計画を国会に提出しなければならない。</p> <p>3 第一項に規定する公共事業費の範囲については、毎会計年度、国会の議決を経なければならない。</p> <p>第五条 すべて、公債の発行については、日本銀行にこれを引き受けさせ、又、借入金の借入については、日本銀行からこれを借り入れてはならない。但し、特別の事由がある場合において、国会の議決を経た金額の範囲内では、この限りでない。</p> <p>第六条 各会計年度において歳入歳出の決算上剰余を生じた場合においては、当該剰余金のうち、二分の一を下らない金額は、他の法律によ</p>	<p>第一章 財政総則</p> <p>第一条 国の予算その他財政の基本に関しては、この法律の定めるところによる。</p> <p>第二条 収入とは、国の各般の需要を充たすための支払の財源となるべき現金の収納をいい、支出とは、国の各般の需要を充たすための現金の支払をいう。</p> <p>2 前項の現金の収納には、他の財産の処分又は新らたな債務の負担に因り生ずるものをも含み、同項の現金の支払には、他の財産の取得又は債務の減少を生ずるものをも含む。</p> <p>3 なお第一項の収入及び支出には、会計間の繰入その他国庫内において行う移換によるものを含む。</p> <p>4 歳入とは、一会計年度における一切の収入をいい、歳出とは、一会計年度における一切の支出をいう。</p> <p>第三条 租税を除く外、国が国権に基いて収納する課徴金及び法律上又は事実上国の独占に属する事業における専売価格若しくは事業料金については、すべて法律又は国会の議決に基いて定めなければならない。</p> <p>第四条 国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる。</p> <p>2 前項但書の規定により公債を発行し又は借入金をなす場合においては、その償還の計画を国会に提出しなければならない。</p> <p>3 第一項に規定する公共事業費の範囲については、毎会計年度、国会の議決を経なければならない。</p> <p>第五条 すべて、公債の発行については、日本銀行にこれを引き受けさせ、又、借入金の借入については、日本銀行からこれを借り入れてはならない。但し、特別の事由がある場合において、国会の議決を経た金額の範囲内では、この限りでない。</p> <p>第六条 各会計年度において歳入歳出の決算上剰余を生じた場合においては、当該剰余金のうち、二分の一を下らない金額は、他の法律によ</p>

<p>るものの外、これを剰余金を生じた年度の翌翌年度までに、公債又は借入金の償還財源に充てなければならない。</p> <p>2 前項の剰余金の計算については、政令でこれを定める。</p> <p>第七条 国は、国庫金の出納上必要があるときは、大蔵省証券を発行し又は日本銀行から一時借入金をなすことができる。</p> <p>2 前項に規定する大蔵省証券及び一時借入金は、当該年度の歳入を以て、これを償還しなければならない。</p> <p>3 大蔵省証券の発行及び一時借入金の借入の最高額については、毎会計年度、国会の議決を経なければならない。</p> <p>第八条 国の債権の全部若しくは一部を免除し又はその効力を変更するには、法律に基くことを要する。</p> <p>第九条 国の財産は、法律に基く場合を除く外、これを交換しその他支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならない。</p> <p>2 国の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて、最も効率的に、これを運用しなければならない。</p> <p>第十条 国の特定の事務のために要する費用について、国以外の者にその全部又は一部を負担させるには、法律に基かなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第二章 会計区分</p> <p>第十一条 国の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。</p> <p>第十二条 各会計年度における経費は、その年度の歳入を以て、これを支弁しなければならない。</p> <p>第十三条 国の会計を分つて一般会計及び特別会計とする。</p> <p>2 国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入を以て特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、法律を以て、特別会計を設置するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第三章 予算</p>	<p>るものの外、これを剰余金を生じた年度の翌翌年度までに、公債又は借入金の償還財源に充てなければならない。</p> <p>2 前項の剰余金の計算については、政令でこれを定める。</p> <p>第七条 国は、国庫金の出納上必要があるときは、財務省証券を発行し又は日本銀行から一時借入金をなすことができる。</p> <p>2 前項に規定する財務省証券及び一時借入金は、当該年度の歳入を以て、これを償還しなければならない。</p> <p>3 財務省証券の発行及び一時借入金の借入の最高額については、毎会計年度、国会の議決を経なければならない。</p> <p>第八条 国の債権の全部若しくは一部を免除し又はその効力を変更するには、法律に基くことを要する。</p> <p>第九条 国の財産は、法律に基く場合を除く外、これを交換しその他支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならない。</p> <p>2 国の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて、最も効率的に、これを運用しなければならない。</p> <p>第十条 国の特定の事務のために要する費用について、国以外の者にその全部又は一部を負担させるには、法律に基かなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第二章 会計区分</p> <p>第十一条 国の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。</p> <p>第十二条 各会計年度における経費は、その年度の歳入を以て、これを支弁しなければならない。</p> <p>第十三条 国の会計を分つて一般会計及び特別会計とする。</p> <p>2 国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入を以て特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、法律を以て、特別会計を設置するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第三章 予算</p>
---	---

<p>第一節 総則</p> <p>第十四条 歳入歳出は、すべて、これを予算に編入しなければならない。</p>	<p>第一節 総則</p> <p>第十四条 歳入歳出は、すべて、これを予算に編入しなければならない。</p> <p>第十四条の二 <u>国は、工事、製造その他の事業で、その完成に数年度を要するものについて、特に必要がある場合においては、経費の総額及び年割額を定め、予め国会の議決を経て、その議決するところに従い、数年度にわたって支出することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により国が支出することができる年限は、当該会計年度以降五箇年度以内とする。但し、予算を以て、国会の議決を経て更にその年限を延長することができる。</u></p> <p>3 <u>前二項の規定により支出することができる経費は、これを継続費という。</u></p> <p>4 <u>前三項の規定は、国会が、継続費成立後の会計年度の予算の審議において、当該継続費につき重ねて審議することを妨げるものではない。</u></p> <p>第十四条の三 <u>歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基き年度内にその支出を終らない見込のあるものについては、予め国会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。</u></p>
<p>第十五条 法律に基くもの又は歳出予算の金額の範囲内におけるものの外、国が債務を負担する行為をなすには、予め予算を以て、国会の議決を経なければならない。</p> <p>2 前項に規定するものの外、災害復旧その他緊急の必要がある場合においては、国は毎会計年度、国会の議決を経た金額の範囲内において、債務を負担する行為をなすことができる。</p> <p>3 前二項の規定により国が債務を負担する行為に因り支出すべき年限は、当該会計年度以降三箇年度以内とする。但し、国会の議決により更にその年限を延長するもの並びに外国人に支給する給料及び恩給、地方公共団体の債務の保証又は債務の元利若しくは利子の補給、土地、建物の借料及び国際条約に基く分担金に関するもの、その他法律で定めるものは、この限りでない。</p> <p>4 第二項の規定により国が債務を負担した行</p>	<p>第十五条 法律に基くもの又は歳出予算の金額（<u>第四十三条の三に規定する承認があつた金額を含む。</u>）若しくは継続費の総額の範囲内におけるものの外、国が債務を負担する行為をなすには、予め予算を以て、国会の議決を経なければならない。</p> <p>2 前項に規定するものの外、災害復旧その他緊急の必要がある場合においては、国は毎会計年度、国会の議決を経た金額の範囲内において、債務を負担する行為をなすことができる。</p> <p>3 前二項の規定により国が債務を負担する行為に因り支出すべき年限は、当該会計年度以降<u>五箇年度</u>以内とする。但し、国会の議決により更にその年限を延長するもの並びに外国人に支給する給料及び恩給、地方公共団体の債務の保証又は債務の元利若しくは利子の補給、土地、建物の借料及び国際条約に基く分担金に関するもの、その他法律で定めるものは、この限りでない。</p> <p>4 第二項の規定により国が債務を負担した行</p>

<p>為については、次の常会において国会に報告しなければならない。</p> <p>5 第一項又は第二項の規定により国が債務を負担する行為は、これを国庫債務負担行為という。</p> <p style="text-align: center;">第二節 予算の作成</p> <p>第十六条 予算は、予算総則、歳入歳出予算及び国庫債務負担行為とする。</p> <p>第十七条 衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官及び会計検査院長は、毎会計年度、その所掌に係る歳入、歳出及び国庫債務負担行為の見積に関する書類を作製し、これを内閣における予算の統合調整に供するため、内閣に送付しなければならない。</p> <p>2 内閣総理大臣及び各省大臣は、毎会計年度、その所掌に係る歳入、歳出及び国庫債務負担行為の見積に関する書類を作製し、これを財務大臣に送付しなければならない。</p> <p>第十八条 大蔵大臣は、前条の見積を検討して必要な調整を行い、歳入、歳出及び国庫債務負担行為の概算を作製し、閣議の決定を経なければならない。</p> <p>2 内閣は、前項の決定をしようとするときは、国会、裁判所及び会計検査院に係る歳出の概算については、予め衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官及び会計検査院長に対しその決定に関し意見を求めなければならない。</p> <p>第十九条 内閣は、国会、裁判所及び会計検査院の歳出見積を減額した場合においては、国会、裁判所又は会計検査院の送付に係る歳出見積について、その詳細を歳入歳出予算に附記するとともに、国会が国会、裁判所又は会計検査院に係る歳出額を修正する場合における必要な財源についても明記しなければならない。</p> <p>第二十条 大蔵大臣は、毎会計年度、第十八条の閣議決定に基づいて、歳入予算明細書を作製しなければならない。</p> <p>2 衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣（以下各省各庁の長という。）は、毎会計年度、第十八条の閣議決定のあつた概算の範囲内で予定経費要求書、継続費要求書、繰越明許費</p>	<p>為については、次の常会において国会に報告しなければならない。</p> <p>5 第一項又は第二項の規定により国が債務を負担する行為は、これを国庫債務負担行為という。</p> <p style="text-align: center;">第二節 予算の作成</p> <p>第十六条 予算は、予算総則、歳入歳出予算、<u>継続費</u>、<u>繰越明許費</u>及び国庫債務負担行為とする。</p> <p>第十七条 衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官及び会計検査院長は、毎会計年度、その所掌に係る歳入、歳出、<u>継続費</u>、<u>繰越明許費</u>及び国庫債務負担行為の見積に関する書類を作製し、これを内閣における予算の統合調整に供するため、内閣に送付しなければならない。</p> <p>2 内閣総理大臣及び各省大臣は、毎会計年度、その所掌に係る歳入、歳出、<u>継続費</u>、<u>繰越明許費</u>及び国庫債務負担行為の見積に関する書類を作製し、これを財務大臣に送付しなければならない。</p> <p>第十八条 財務大臣は、前条の見積を検討して必要な調整を行い、歳入、歳出、<u>継続費</u>、<u>繰越明許費</u>及び国庫債務負担行為の概算を作製し、閣議の決定を経なければならない。</p> <p>2 内閣は、前項の決定をしようとするときは、国会、裁判所及び会計検査院に係る歳出の概算については、予め衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官及び会計検査院長に対しその決定に関し意見を求めなければならない。</p> <p>第十九条 内閣は、国会、裁判所及び会計検査院の歳出見積を減額した場合においては、国会、裁判所又は会計検査院の送付に係る歳出見積について、その詳細を歳入歳出予算に附記するとともに、国会が、国会、裁判所又は会計検査院に係る歳出額を修正する場合における必要な財源についても明記しなければならない。</p> <p>第二十条 財務大臣は、毎会計年度、第十八条の閣議決定に基づいて、歳入予算明細書を作製しなければならない。</p> <p>2 衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣（以下各省各庁の長という。）は、毎会計年度、第十八条の閣議決定のあつた概算の範囲内で予定経費要求書、継続費要求書、繰越明許費</p>
--	---

<p>要求書及び国庫債務負担行為要求書を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。</p> <p>第二十一条 大蔵大臣は、歳入予算明細書、衆議院、参議院、裁判所、会計検査院並びに内閣及び各省（以下「各省各庁」という。）の予定経費要求書及び国庫債務負担要求書に基づいて予算を作成し、閣議の決定を経なければならない。</p> <p>第二十二条 予算総則には、歳入歳出予算及び国庫債務負担行為に関する総括的規定を設ける外、左の事項に関する規定を設けるものとする。</p> <p>一 第四条第一項但書の規定による公債又は借入金の限度額</p> <p>二 第四条第三項の規定による公共事業費の範囲</p> <p>三 第五条但書の規定による日本銀行の公債の引受及び借入金の借入の限度額</p> <p>四 第七条第三項の規定による大蔵省証券の発行及び一時借入金の借入の最高額</p> <p>五 第十五条第二項の規定による国庫債務負担行為の限度額</p> <p>六 前各号に掲げるものの外、予算の執行に関し必要な事項</p> <p>第二十三条 歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質、歳出にあつては、その目的に従つて部に大別し、更に、各部中においてはこれを款項に区分し、又、その収入又は支出に係のある部局等の組織の別を明らかにしなければならない。</p> <p>第二十四条 予見し難い予算の不足に充てるため、内閣は、予備費として相当と認める金額を、歳入歳出予算に計上しなければならない。</p> <p>第二十五条 歳出予算のうち、経費の性質上年度内にその支出を終らない見込のあるものについては、特にその旨を歳入歳出予算に明示し、これを翌年度に繰り越して使用することについて、国会の承認をえることができる。</p> <p>第二十六条 国庫債務負担行為は、事項ごとに、その必要の理由を明らかにし、且つ、行為をな</p>	<p>要求書及び国庫債務負担行為要求書（以下<u>予定経費要求書等</u>という。）を作製し、これを財務大臣に送付しなければならない。</p> <p>第二十一条 <u>財務大臣</u>は、歳入予算明細書、衆議院、参議院、裁判所、会計検査院並びに内閣（<u>内閣府を除く。</u>）、<u>内閣府</u>及び各省（以下「各省各庁」という。）の予定経費要求書等に基づいて予算を作成し、閣議の決定を経なければならない。</p> <p>第二十二条 予算総則には、歳入歳出予算、<u>継続費、繰越明許費</u>及び国庫債務負担行為に関する総括的規定を設ける外、左の事項に関する規定を設けるものとする。</p> <p>一 第四条第一項但書の規定による公債又は借入金の限度額</p> <p>二 第四条第三項の規定による公共事業費の範囲</p> <p>三 第五条但書の規定による日本銀行の公債の引受及び借入金の借入の限度額</p> <p>四 第七条第三項の規定による<u>財務省証券</u>の発行及び一時借入金の借入の最高額</p> <p>五 第十五条第二項の規定による国庫債務負担行為の限度額</p> <p>六 前各号に掲げるものの外、予算の執行に関し必要な事項</p> <p>七 <u>その他政令で定める事項</u></p> <p>第二十三条 歳入歳出予算は、<u>その収入又は支出に係のある部局等の組織の別に区分し、その部局等内においては、更に歳入にあつては、その性質に従つて部に大別し、且つ、各部中においてはこれを款項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つてこれを項に区分しなければならない。</u></p> <p>第二十四条 予見し難い予算の不足に充てるため、内閣は、予備費として相当と認める金額を、歳入歳出予算に計上することができる。</p> <p>第二十五条 <u>継続費は、その支出に係のある部局等の組織の別に区分し、その部局等内においては、項に区分し、更に各項ごとにその総額及び年割額を示し、且つ、その必要の理由を明らかにしなければならない。</u></p> <p>第二十六条 国庫債務負担行為は、事項ごとに、その必要の理由を明らかにし、且つ、行為をな</p>
---	--

<p>す年度及び債務負担の限度額を明らかにし、又、必要に応じて行為に基いて支出をなすべき年度、年限又は年割額を示さなければならない。</p> <p>第二十七条 内閣は、毎会計年度の予算を、前年度の十二月中に、国会に提出するのを常例とする。</p> <p>第二十八条 国会に提出する予算には、参考のために左の書類を添附しなければならない。</p> <p>一 歳入予算明細書</p> <p>二 各省各庁の予定経費要求書及び<u>国庫債務負担行為要求書</u></p> <p>三 前前年度歳入歳出決算の総計表及び純計表、前年度歳入歳出決算見込の総計表及び純計表並びに当該年度歳入歳出予算の総計表及び純計表</p> <p>四 国庫の状況に関する前前年度末における実績並びに前年度末及び当該年度末における見込に関する調書</p> <p>五 国債及び借入金の状況に関する前前年度末における実績並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込及びその償還年次表に関する調書</p> <p>六 国有財産の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調書</p> <p>七 国が、出資している主要な法人の資産、負債、損益その他についての前前年度、前年度及当該年度の状況に関する調書</p> <p>八 国庫債務負担行為で翌年度以降に亘るものについての前年度末までの支出額及び支出額の見込、当該年度以降の支出予定額並びに数会計年度に亘る事業に伴うものについてはその全体の計画その他事業の進行状況等に関する調書</p> <p>九 その他財政の状況及び予算の内容を明らかにするため必要な書類</p> <p>第二十九条 内閣は、予算作成後に生じた事由に基づき必要避けることのできない経費若しくは国庫債務負担行為又は法律上若しくは契約上国の義務に属する経費に不足を生じた場合</p>	<p>す年度及び債務負担の限度額を明らかにし、又、必要に応じて行為に基いて支出をなすべき年度、年限又は年割額を示さなければならない。</p> <p>第二十七条 内閣は、毎会計年度の予算を、前年度の<u>一月中</u>に、国会に提出するのを常例とする。</p> <p>第二十八条 国会に提出する予算には、参考のために左の書類を添附しなければならない。</p> <p>一 歳入予算明細書</p> <p>二 各省各庁の予定経費要求書等</p> <p>三 前前年度歳入歳出決算の総計表及び純計表、前年度歳入歳出決算見込の総計表及び純計表並びに当該年度歳入歳出予算の総計表及び純計表</p> <p>四 国庫の状況に関する前前年度末における実績並びに前年度末及び当該年度末における見込に関する調書</p> <p>五 国債及び借入金の状況に関する前前年度末における実績並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込及びその償還年次表に関する調書</p> <p>六 国有財産の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調書</p> <p>七 国が、出資している主要な法人の資産、負債、損益その他についての前前年度、前年度及び当該年度の状況に関する調書</p> <p>八 国庫債務負担行為で翌年度以降に亘るものについての前年度末までの支出額及び支出額の見込、当該年度以降の支出予定額並びに数会計年度に亘る事業に伴うものについてはその全体の計画その他事業等の進行状況等に関する調書</p> <p>九 <u>継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額及び支出額の見込、当該年度以降の支出予定額並びに事業の全体の計画及びその進行状況等に関する調書</u></p> <p>十 その他財政の状況及び予算の内容を明らかにするため必要な書類</p> <p>第二十九条 内閣は、次に掲げる場合に限り、<u>予算作成の手續に準じ、補正予算を作成し、これを国会に提出することができる。</u></p> <p>一 <u>法律上又は契約上国の義務に属する経費</u></p>
--	---

<p>に限り、予算作成の手續に準じ、追加予算を作成し、これを国会に提出することができる。</p> <p>2 内閣は、前項の場合を除くの外、予算の成立後に生じた事由に基づいて、既に成立した予算に変更を加える必要があるときは、その修正を国会に提出することができる。</p> <p>第三十条 内閣は、必要に応じて、一会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これを国会に提出することができる。</p> <p>2 暫定予算は、当該年度の予算が成立したときは、失効するものとし、暫定予算に基く支出又はこれに基く債務の負担があるときは、これを当該年度の予算に基いてなしたものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">第三節 予算の執行</p> <p>第三十一条 予算が成立したときは、内閣は、国会の議決したところに従い、各省各庁の長に対し、その執行の責に任ずべき歳入歳出予算及び国庫債務負担行為を配賦する。</p> <p>2 前項の規定により配賦する歳入歳出予算は、更に、歳入にあつては、項を目に、歳出にあつては、項を目及び節に区分する。</p> <p>3 大蔵大臣は、第一項の規定による配賦のあつたときは、会計検査院に通知しなければならない。</p> <p>第三十二条 各省各庁の長は、歳出予算については、各項に定める目的の外にこれを使用することができない。</p> <p>第三十三条 各省各庁の長は、歳出予算の定める各項の金額若しくは各部局等の金額を彼此移用することができない。但し、予算の執行上必要がある場合においては、各省各庁内の部局等の間で、政令の定めるところにより、同一名称の項の金額に限り、流用することができる。</p> <p>2 各省各庁の長は、目又は節の経費については、政令の定めるところにより流用することができる。</p> <p>3 第一項但書及び前項の規定は、予算において特別の定めをなした場合にはこれを適用しない。</p> <p>4 第一項但書及び第二項の規定による流用については、大蔵大臣が会計検査院に通知しなければならない。</p>	<p><u>の不足を補うほか、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた経費の支出(当該年度において国庫内の移換えにとどまるものを含む。)</u>又は債務の負担を行なうため必要な予算の追加を行なう場合</p> <p><u>二 予算作成後に生じた事由に基づいて、予算に追加以外の変更を加える場合</u></p> <p>第三十条 内閣は、必要に応じて、一会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これを国会に提出することができる。</p> <p>2 暫定予算は、当該年度の予算が成立したときは、失効するものとし、暫定予算に基く支出又はこれに基く債務の負担があるときは、これを当該年度の予算に基いてなしたものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">第三節 予算の執行</p> <p>第三十一条 予算が成立したときは、内閣は、国会の議決したところに従い、各省各庁の長に対し、その執行の責に任ずべき歳入歳出予算、<u>継続費及び国庫債務負担行為を配賦する。</u></p> <p>2 前項の規定により <u>歳入歳出予算及び継続費を配賦する場合においては、項を目に区分しなければならない。</u></p> <p>3 <u>財務大臣は、第一項の規定による配賦のあつたときは、会計検査院に通知しなければならない。</u></p> <p>第三十二条 各省各庁の長は、歳出予算及び継続費については、各項に定める目的の外にこれを使用することができない。</p> <p>第三十三条 各省各庁の長は、歳出予算又は継続費の定める各部局等の経費の金額又は部局等内の各項の経費の金額については、<u>各部局等の間又は各項の間において彼此移用することができない。但し、予算の執行上の必要に基き、あらかじめ予算をもつて国会の議決を経た場合に限り、財務大臣の承認を経て移用することができる。</u></p> <p>2 各省各庁の長は、<u>各目の経費の金額については、財務大臣の承認を経なければ、目の間において、彼此流用することができない。</u></p> <p>3 <u>財務大臣は、第一項但書又は前項の規定に基く移用又は流用について承認をしたときは、その旨を当該各省各庁の長及び会計検査院に通</u></p>
---	--

<p>5 第一項但書又は第二項の規定により流用した経費の金額については、歳入歳出の決算において、これを明らかにするとともに、その理由を記載しなければならない。</p> <p>第三十四条 各省各庁の長は、第三十一条第一項の規定により配賦された予算に基づいて、<u>大蔵大臣の定める期間に従い支出事務職員及び契約事務職員ごとに、支出の所要額及び国の支出の原因となる契約その他の行為（以下契約等という。）の所要額を定め、支払又は契約等の計画に関する書類を作成して、これを大蔵大臣に送付し、その承認を経なければならない。</u></p> <p>2 大蔵財務大臣は、国庫金、歳入及び金融の状況並びに経費の支出状況等を勘案して、前項の期間ごとに、支払又は契約等の計画の承認に関する方針を作製し、閣議の決定を経なければならない。</p> <p>3 大蔵大臣は、<u>前項の方針に基づいて</u>第一項の支払又は契約等の計画について承認をしたときは、各省各庁の長及び会計検査院に通知するとともに、支払計画はこれを日本銀行に通知しなければならない。</p> <p>第三十五条 予備費は、財務大臣が、これを管理する。</p> <p>2 各省各庁の長は、予備費の使用を必要と認めるときは、理由、金額及び積算の基礎を明らかにした調書を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。</p> <p>3 大蔵大臣は、前項の要求を調査し、これに所要の調整を加えて予備費使用書を作製し、閣議の決定を求めなければならない。但し、予め閣議の決定を経て大蔵大臣の指定する経費につ</p>	<p><u>知しなければならない。</u></p> <p>4 第一項但書又は第二項の規定により<u>移用又は流用した経費の金額</u>については、歳入歳出の決算報告書において、これを明らかにするとともに、その理由を記載しなければならない。</p> <p>第三十四条 各省各庁の長は、第三十一条第一項の規定により配賦された予算に基づいて、<u>政令の定めるところにより、支出担当事務職員ごとに支出の所要額を定め、支払の計画に関する書類を作製して、これを財務大臣に送付し、その承認を経なければならない。</u></p> <p>2 財務大臣は、国庫金、歳入及び金融の状況並びに経費の支出状況等を勘案して、<u>適時に、</u>支払の計画の承認に関する方針を作製し、閣議の決定を経なければならない。</p> <p>3 財務大臣は、第一項の支払の計画について承認をしたときは、各省各庁の長に通知するとともに、財務大臣が定める場合を除き、これを日本銀行に通知しなければならない。</p> <p>第三十四条の二 <u>各省各庁の長は、第三十一条第一項の規定により配賦された歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為のうち、公共事業費その他財務大臣の指定する経費に係るものについては、政令の定めるところにより、当該歳出予算、継続費又は国庫債務負担行為に基づいてなす支出負担行為（国の支出の原因となる契約その他の行為をいう。以下同じ。）の実施計画に関する書類を作製して、これを財務大臣に送付し、その承認を経なければならない。</u></p> <p><u>2 財務大臣は、前項の支出負担行為の実施計画を承認したときは、これを各省各庁の長及び会計検査院に通知しなければならない。</u></p> <p>第三十五条 予備費は、財務大臣が、これを管理する。</p> <p>2 各省各庁の長は、予備費の使用を必要と認めるときは、理由、金額及び積算の基礎を明らかにした調書を作製し、これを<u>財務大臣</u>に送付しなければならない。</p> <p>3 <u>財務大臣は、</u>前項の要求を調査し、これに所要の調整を加えて予備費使用書を作製し、閣議の決定を求めなければならない。但し、予め閣議の決定を経て<u>財務大臣</u>の指定する経費につ</p>
---	--

<p>いては、閣議を経ることを必要とせず、大蔵大臣が予備費使用書を決定することができる。</p> <p>4 予備費使用書が決定したときは、当該使用書に掲げる経費については、第三十一条第一項の規定により、予算の配賦があつたものとみなす。</p> <p>5 第二項、第三項本文及び前項の規定は、各省各庁の長が第十五条第二項の規定により国庫債務負担行為をなす場合に、これを準用する。</p> <p>第三十六条 予備費を以て支弁した金額については、各省各庁の長は、その調書を作製して、次の国会の常会の開会后直ちに、これを大蔵大臣に送付しなければならない。</p> <p>2 大蔵大臣は、前項の調書に基いて予備費を以て支弁した金額の総調書を作製しなければならない。</p> <p>3 内閣は、予備費を以て支弁した総調書及び各省各庁の調書を次の常会において国会に提出して、その承諾を求めなければならない。</p> <p>4 大蔵大臣は、前項の総調書及び調書を会計検査院に送付しなければならない。</p> <p>第四章 決算</p> <p>第三十七条 各省各庁の長は、毎会計年度、大蔵大臣の定めるところにより、その所掌に係る歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。</p> <p>2 大蔵大臣は、前項の歳入決算報告書に基いて、歳入予算明細書と同一の区分により、歳入決算明細書を作製しなければならない。</p> <p>第三十八条 大蔵大臣は、歳入決算明細書及び歳出の決算報告書に基いて、歳入歳出の決算を作成しなければならない。</p> <p>2 歳入歳出の決算は、歳入歳出予算と同一の区分により、これを作製し、且つ、これに左の事項を明らかにしなければならない。</p> <p>(一) 歳入</p> <p>一 歳入予算額</p> <p>二 徴収決定済額（徴収決定のない歳入については収納後に徴収済として整理した額）</p>	<p>いては、閣議を経ることを必要とせず、<u>財務大臣</u>が予備費使用書を決定することができる。</p> <p>4 予備費使用書が決定したときは、当該使用書に掲げる経費については、第三十一条第一項の規定により、予算の配賦があつたものとみなす。</p> <p>5 <u>第一項の規定は、第十五条第二項の規定による国庫債務負担行為に、</u>第二項、第三項本文及び前項の規定は、各省各庁の長が第十五条第二項の規定により国庫債務負担行為をなす場合に、これを準用する。</p> <p>第三十六条 予備費を以て支弁した金額については、各省各庁の長は、その調書を作製して、次の国会の常会の開会后直ちに、これを<u>財務大臣</u>に送付しなければならない。</p> <p>2 <u>財務大臣</u>は、前項の調書に基いて予備費を以て支弁した金額の総調書を作製しなければならない。</p> <p>3 内閣は、予備費を以て支弁した総調書及び各省各庁の調書を次の常会において国会に提出して、その承諾を求めなければならない。</p> <p>4 <u>財務大臣</u>は、前項の総調書及び調書を会計検査院に送付しなければならない。</p> <p>第四章 決算</p> <p>第三十七条 各省各庁の長は、毎会計年度、<u>財務大臣</u>の定めるところにより、その所掌に係る歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書を作製し、これを<u>財務大臣</u>に送付しなければならない。</p> <p>2 <u>財務大臣</u>は、前項の歳入決算報告書に基いて、歳入予算明細書と同一の区分により、歳入決算明細書を作製しなければならない。</p> <p>3 <u>各省各庁の長は、その所掌の継続費に係る事業が完成した場合においては、財務大臣の定めるところにより、継続費決算報告書を作製し、これを財務大臣に送付しなければならない。</u></p> <p>第三十八条 <u>財務大臣</u>は、歳入決算明細書及び歳出の決算報告書に基いて、歳入歳出の決算を作成しなければならない。</p> <p>2 歳入歳出の決算は、歳入歳出予算と同一の区分により、これを作製し、且つ、これに左の事項を明らかにしなければならない。</p> <p>(一) 歳入</p> <p>一 歳入予算額</p> <p>二 徴収決定済額（徴収決定のない歳入については収納後に徴収済として整理した額）</p>
---	--

<ul style="list-style-type: none"> 三 収納済歳入額 四 不納欠損額 五 収納未済歳入額 (二) 歳出 <ul style="list-style-type: none"> 一 歳出予算額 二 前年度繰越額 三 予備費使用額 四 流用等増減額 五 支出済歳出額 六 翌年度繰越額 七 不用額 	<ul style="list-style-type: none"> 三 収納済歳入額 四 不納欠損額 五 収納未済歳入額 (二) 歳出 <ul style="list-style-type: none"> 一 歳出予算額 二 前年度繰越額 三 予備費使用額 四 流用等増減額 五 支出済歳出額 六 翌年度繰越額 七 不用額
<p>第三十九条 内閣は、歳入歳出決算に、歳入決算明細書、各省各庁の歳出決算報告書及び国の債務に関する計算書を添附して、これを翌年度の十一月三十日までに会計検査院に送付しなければならない。</p>	<p>第三十九条 内閣は、歳入歳出決算に、歳入決算明細書、各省各庁の歳出決算報告書及び<u>継続費決算報告書並びに</u>国の債務に関する計算書を添附して、これを翌年度の十一月三十日までに会計検査院に送付しなければならない。</p>
<p>第四十条 内閣は、会計検査院の検査を経た歳入歳出決算を、翌年度開会の常会において国会に提出するのを常例とする。</p> <p>2 前項の歳入歳出決算には、会計検査院の検査報告の外、歳入決算明細書、各省各庁の歳出決算報告書及び国の債務に関する計算書を添附する。</p>	<p>第四十条 内閣は、会計検査院の検査を経た歳入歳出決算を、翌年度開会の常会において国会に提出するのを常例とする。</p> <p>2 前項の歳入歳出決算には、会計検査院の検査報告の外、歳入決算明細書、各省各庁の歳出決算報告書及び<u>継続費決算報告書並びに</u>国の債務に関する計算書を添附する。</p>
<p>第四十一条 毎会計年度において、歳入歳出の決算上剰余を生じたときは、これをその翌年度の歳入に繰り入れるものとする。</p>	<p>第四十一条 毎会計年度において、歳入歳出の決算上剰余を生じたときは、これをその翌年度の歳入に繰り入れるものとする。</p>
<p style="text-align: center;">第五章 雑則</p> <p>第四十二条 毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。但し、歳出予算のうち、<u>第二十五条の規定により繰越について国会の承認を得た経費の金額及び</u>年度内に契約等をなし避け難い事故のため年度内に支出を終らなかつた経費の金額は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第五章 雑則</p> <p>第四十二条 <u>繰越明許費の金額を除く外</u>、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。但し、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をなし避け難い事故のため年度内に支出を終らなかつたもの、<u>(当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基きこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。)</u>は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。</p>
<p>第四十三条 各省各庁の長は、前条の規定による繰越を必要とするときは、繰越計算書を作製し、事項ごとに、その事由及び金額を明らかにして、大蔵大臣の承認を経なければならない。</p> <p>2 前項の承認があつたときは、当該経費については、<u>第三十一条第一項の規定により、予算の</u></p>	<p>第四十三条 各省各庁の長は、<u>第十四条の三第一項又は前条但書</u>の規定による繰越を必要とするときは、繰越計算書を作製し、事項ごとに、その事由及び金額を明らかにして、<u>財務大臣</u>の承認を経なければならない。</p> <p>2 <u>前項の承認があつたときは、当該経費に係る歳出予算は、その承認があつた金額の範囲内に</u></p>

<p>配賦があつたものとみなす。</p> <p>第四十四条 国は、法律を以て定める場合に限り、特別の資金を保有することができる。</p> <p>第四十五条 各特別会計において必要がある場合には、その法律の規定と異なる定めをなすことができる。</p> <p>第四十六条 内閣は、予算が成立したときは、直ちに予算、前前年度の歳入歳出決算並びに公債、借入金及び国有財産の現在高その他財政に関する一般の事項について、印刷物、講演その他適当な方法で国民に報告しなければならない。</p> <p>2 前項に規定するものの外、内閣は、少なくとも毎四半期ごとに、予算使用の状況、国庫の状況その他財政の状況について、国会及び国民に報告しなければならない。</p>	<p>において、これを翌年度に繰り越して使用することができる。</p> <p>3 各省各庁の長は、前項の規定による繰越をしたときは、事項ごとに、その金額を明らかにして、財務大臣及び会計検査院に通知しなければならない。</p> <p>4 第二項の規定により繰越をしたときは、当該経費については、第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定による通知は、これを必要としない。</p> <p>第四十三条の二 <u>継続費の毎会計年度の年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、その年度内に支出を終らなかつたものは、第四十二条の規定にかかわらず、継続費に係る事業の完成年度まで、逡次繰り越して使用することができる。</u></p> <p>2 <u>前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定により繰越をした場合に、これを準用する。</u></p> <p>第四十三条の三 <u>各省各庁の長は、繰越明許費の金額について、予算の執行上やむを得ない事由がある場合においては、事項ごとに、その事由及び金額を明らかにし、財務大臣の承認を経て、その承認があつた金額の範囲内において、翌年度にわたつて支出すべき債務を負担することができる。</u></p> <p>第四十四条 国は、法律を以て定める場合に限り、特別の資金を保有することができる。</p> <p>第四十五条 各特別会計において必要がある場合には、この法律の規定と異なる定めをなすことができる。</p> <p>第四十六条 内閣は、予算が成立したときは、直ちに予算、前前年度の歳入歳出決算並びに公債、借入金及び国有財産の現在高その他財政に関する一般の事項について、印刷物、講演その他適当な方法で国民に報告しなければならない。</p> <p>2 前項に規定するものの外、内閣は、少なくとも毎四半期ごとに、予算使用の状況、国庫の状況その他財政の状況について、国会及び国民に報告しなければならない。</p> <p>第四十六条の二 <u>この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続については、行政手続</u></p>
--	---

<p>第四十七條 この法律の施行に関し必要な事項は、政令で、これを定める。</p> <p>(附則以下略)</p>	<p>等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条及び第四条の規定は、適用しない。</p> <p>第四十六條の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている書類等（書類、調書その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。）については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。次条第一項において同じ。）の作成をもつて、当該書類等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類等とみなす。</p> <p>第四十六條の四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による書類等の提出については、当該書類等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務大臣が定めるものをいう。次項において同じ。）をもつて行うことができる。</p> <p>2 前項の規定により書類等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該書類等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。</p> <p>第四十七條 この法律の施行に関し必要な事項は、政令で、これを定める。</p> <p>(附則以下略)</p>
--	--